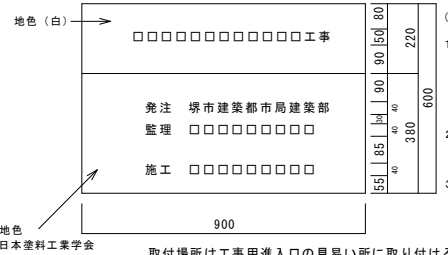
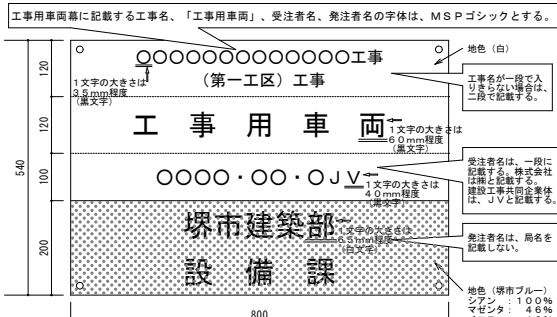


[illegible]

項目	特記事項															
Ⅱ．工事仕様書 （注）本工事に於いて委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。																
１．一般仕様																
(１)	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官房宮内局建築部監修の公共建築物工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版)及び公共施設改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版)並びに公共建設設備工事標準図書(電気設備工事編)(令和４年版)による。(参考資料：電気設備工事監理指針(令和４年版))															
(２)	経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。															
(３)	機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。															
２．特記仕様																
(１) 一般事項 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																
1. 施工調査	・本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生する場合がある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打ち合ひの上で施工すること。 ・実施工程表及び設計計画書作成のための施工計画調査及び施工中に先立つ事前調査を行い監督員に報告をする。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。															
2. 工事用表示板	地色（白）  (注) １．発注整理が一の場合は発注市町村建築都市局建築部と記入する。 ２．常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とし ３．垂銘鉄板製とし様式を表訂らし補強する。 取付場所は工事用出入口の見易い所に取付けること。															
3. 道路交通の安全対策	・10t以上のダンプトラック（土砂・ガラの搬出車、アスファルト含材・砕石等の搬入車すべて対象）により、搬出入を行う場合は、監督員に報告し、連絡経路について協議を行うこと。 ・道路交差点の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行方向）向上を図るため、予算価格が６，０００万円以上の工事で使用される10t級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト含材・砕石等の搬入車すべて対象）については、下記の通り、工事用車両車を作成し取り付けること。 なお、工事用車両車の四隅における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。															
【工事用車両車の仕様】																
・寸法：縦５４０mm×横８００mm程度 ・材質：質ターポリン ・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名 ・装着枚数：１枚 ・装着場所：ダンプトラックの前部 ・取付方法：工事用車両車の四隅とダンプトラックのカ所を紐で結び、その他：工事用車両車の四隅にハット（鋸穴）を取付ける																
																
4. 安全対策	・安全巡回員（警備会社による）○常駐人 ○スポット延べ人 ・交通安全員Ａ（警備会社による）○常駐人 ○スポット延べ人 ・交通安全員Ｂ（警備会社による）○常駐人 ○スポット延べ人 ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両後行検閲を行ない、より一層安全運転に努めること。															
5. 仮設設備	・仮設設備目録（○受変電機 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○ ） ・仮設期間 （○設置による） ○															
6. 工事用仮設施物	・すべて受注者の負担とし、構内に置くことが ●できる。 ○できない。）															
7. 工事用電力・水・その他	・本工事に必要な工事用電力、水、ガスの費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。 ・受変電設備（新築に限る）の新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金を監督員の使用分として計上して電気保安業務にかかる費用も本工事に含むものとする。															
8. 設備機材等 (グリーン購入法)	・本工事で使用する機材は、「(一社)公共建設協会『設備機材等評価品』または、『建設設備』『積算資料』等の刊行物掲載製作所から選定するものと、別途指定する書面に于て監督員の承認を受けるとする。 ・図面中の[]印は「国等ではある環境物品等の関連の推進等に關する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定期間満了を示す。 ・都市グリーン調達基本方針における「都市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事ににて協力採用すること。															
9. 工事の下請け及び原材料の購入に関して	・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。															
10. 化学物質を含め材料等を製造するための設備機材等の利用制限	・本工事で使用する設備機材等は、設計図書で規定する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記〔１〕を使用するか、該当する材料等がない場合は、第３種のものとして下記〔２〕を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。 〔１〕ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるＪＡＳ規格品とする。 〔２〕国土交通省告示１１１号（平成１４年１月２日）で示しているもの。															
11-1. 発生廃物の処理等	・発生材等（建設副産物）の処理は、「農産物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進条例」その他関係法令を遵守し行うこと。 ・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設副産物を自らの責任において適切に処理しなければならない。 ・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との間で協約を締結し、事前に許可申請をし監督員に提出するとともに、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてメカニクスシステムにより適正に行うこと。 ・本工区内における建設副産物の再資源化等を行う施設及び建設発生区分地については、下記による。															
<table border="1"><thead><tr><th>特定建設副産物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリートガラ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>アスファルトガラ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設発生土</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		特定建設副産物の種類	施設の名称	所在地	コンクリートガラ			アスファルトガラ			木材			建設発生土		
特定建設副産物の種類	施設の名称	所在地														
コンクリートガラ																
アスファルトガラ																
木材																
建設発生土																
・原則、建設発生土の搬出しについては、上記の処理施設とする。 なお、受け入れ条件等により提示する施設と異なる場合には、監督員と協議するものとする。																

項 目	特 記 事 項																																											
11-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の適用について	・発生資材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。 ・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定まる事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が概算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも受注者の対象としない。ただし、工事発注後に明らかにした事情により、予定した条件により疑い場合は、監督員と協議するものとする。 （ 本工事は、○適用する ○適用しない ●元請の適用区分による ） （建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合） 1. 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.造成等</td><td>造成等の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>2.基礎・基礎ぐい</td><td>基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>3.上部構造部分・外装</td><td>上部構造部分・外装の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>4.屋根</td><td>屋根の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>5.建築設備・内装等</td><td>建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無</td><td>■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>6.その他（ ）</td><td>その他の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> （注1） 適用となる事項の □ にチェックする。 （注2） 工区内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	1.造成等	造成等の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	2.基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	3.上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	4.屋根	屋根の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	5.建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	6.その他（ ）	その他の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																						
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																																										
1.造成等	造成等の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
2.基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
3.上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
4.屋根	屋根の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
5.建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
6.その他（ ）	その他の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																										
12.本工事での特別管理産業廃棄物等（アスベスト処理）	・本工事で除去等の作業を行う特別管理産業廃棄物等（○有 ●無し） 種類：○アスベスト含有建材等 ○PCB含有機器 ○蛍光ランプ処理 ○フロン類等の処理 ○ ・工事箇所のアスベストを含む材料が使用される場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。 （○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。 ○分析済み） ・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき産業廃棄物として適切な処理を行うこと。 ・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流漏及び地中への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。監督員指定場所：（○現況場所に保管。 ○構内指定場所に保管。 ○構外搬出し指定場所に保管。） （蛍光ランプ処理） ・蛍光ランプ及び水銀灯については、構外に搬出し専門施設処理にて再資源化を図るものとする。 （イオン化式感知器） ・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者に回収するものとする。 （フロン類等の処理） ・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。 ・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正な処理を行うこと。 ・フライングは専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。 ・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者に回収、又は関係法令等に準い回収し、中間処理施設で中和処理を行うこと。 （六ふっ化硫黄ガス） ・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電装置に含まれる六ふっ化硫黄（SF6）ガスは、製造業者又はガス回収業者に回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。 （その他の処理） ・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。																																											
13.建設発生土の処分	・構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にいれ ■ 構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設） ・本工事にける建設発生土の処分地等については、「発生土の処分等」による。 ・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mm（排水管については100mm）から上部100mm以上の範囲を○根切り中の土の質貫土 ○山砂の場にて埋填のものとする。 ・工事に伴い障害物等が発生した場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。																																											
14.増築し	・「低騒音型・低振動型」建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。																																											
15.障害物発見時の処理	・「低騒音型・低振動型」建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。																																											
16.騒音、振動の防止	・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。																																											
17.耐震施工	・建設機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。 （1）設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。） 設計用水平地震度 （注） ①内数値は防振支持の機器の場合に適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 置 場 所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設（○甲種・○乙種）</th><th colspan="2">●一般施設（乙種）</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上・塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0(2.0)</td><td>1.5(2.0)</td><td>1.5(2.0)</td><td>1.0(1.5)</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">中 間 階</td><td>機 器</td><td>1.5(1.5)</td><td>1.0(1.5)</td><td>1.0(1.5)</td><td>0.6(1.0)</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>機 器</td><td>1.0(1.0)</td><td>0.6(1.0)</td><td>0.6(1.0)</td><td>0.4(0.6)</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </tbody> </table> 重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む） （2）設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。 （3）上層階の定義は、下記による。 6階建以下の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上は上層4階 （4）給湯設備の転倒防止措置 給湯設備の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する転倒防止措置を行うこと。	設 置 場 所	機器種別	○特定の施設（○甲種・○乙種）		●一般施設（乙種）		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上・塔屋	機 器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中 間 階	機 器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	機 器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設 置 場 所	機器種別			○特定の施設（○甲種・○乙種）		●一般施設（乙種）																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階、屋上・塔屋	機 器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																							
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
中 間 階	機 器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
1階及び地下階	機 器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
18.あと施工アンカー	施工確認試験（引張試験機による引張試験）：○行う（ ） ●行わない ・引張試験機による引張試験については、次による。 （1）試験本数については、アンカー種類・径、施工本数、施工場所、施工時間等を総合的に検討し、監督員と協議を行い決定する。 （2）試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は、確認強度を有する場合を合格とする。 （3）確認強度については、監督員と協議を行い決定する。 （4）不合格となった場合については、不適合の原因要因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承認を受ける。																																											
19.風圧力に対する性能	・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。なお、検討範囲にはそれぞれ定められた取付部分を含めるものとする。 ○太陽光発電設備 ○雷保護設備 ○ポール																																											
20.施工条件	・本工事の修繕工事区分 ●全館無人修繕 ○軌跡並行改修 ・本工事は、工事現場の週休2日の確保に取り組むことを指定した発注者指定区分2制2日制対象工事である。週休2日の実施については、入札公告日時点の「堺市建築都市局建築部休2日制工事実施要綱」に基づくこととし、4週8日以上連続にあつて、1週2休（原則土曜・日曜）を確保できよう努めること。 ・本工事の適用区分 ●月単位 ○週別 ・停電や断水、施設利用者や交通するなどの施設運営に影響がある作業を行う際は、施設運営に支障を来さない日時で行うものとする。 ・作業については土曜・日曜・祝日及び年末年始並びに休み日は行わない。（但し、前項の施設運営に支障を来すなどのやむを得ない場合はその限りであり、監督員と協議を行うものとする。） ・施工時間原則として、午前8時から午後6時までとする。 ・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。																																											
21.工事実績データーの作成・登録について	・受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録データーを作成し、監督員の承認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更・請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生から10日以内（土・日・曜、祝日及び年末年始の休日を除く）に登録																																											

[illegible]

項目

特記事項

(2)電気共通事項

特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1.電線

・特記なきものは、EM-IEとする。

2.電線類

・原則としてEMケーブルを使用する。(規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。)

3.ケーブル接続

・ポリエチレン絶縁ケーブル又は架橋ポリエチレン絶縁ケーブルのシースを剥ぎ取った後の絶縁体に、直付日光又は紫外線が当たるおそれのある場合は、自己融着テープ又は収縮チューブ等を使用して、紫外線対策を施す。

4.電線管

・電線管表示(19)～(75)で特記なき場合は、下記とする。
屋内：むなし電線管 屋外：薄鋼電線管（電柱等への立上げはポリエチレンライニング鋼管）
但し、薄鋼電線管以上の肉厚を有し、防水カップリングを使用する場合は、屋外でも使用可能とする。

5.塗装

・露出配管およびボックス類は塗装を行うものとする。（機械室、P S 内の塗装は不要）

6.電線本数・管路等

・分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側配線経路は、電線太さ、本数及び管径等は監督員の承認を受けて変更できる。

7.呼び線

・長さ1m以上の入線しない電線管には、1．2mm以上の被覆鉄線を挿入すること。

8.ボックス

・P F 管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。但し、L G S 仕様の昇壁に使用する場合は、その耐火レベルに応じた鋼製ボックスを使用すること。

9.支持金物及びプルボックス

・特記なき場合、屋外及び便所、厨房等の多湿場所ならびに床下ビット、スラブ下埋設配管にて使用する支持架台は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。また、同様の場所に使用するボルト、ナット、ワッシャー、ビス、吊ボルト等もステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。
・屋内外を問わず、蓋に用いるビスは十字穴付き六角ビスとする。
・天井面並びに、2m以上の高所に取付けるボックスの蓋には、ワイヤー等の落下防止措置を行うこと。
(高さ基準はプルボックスの下端とし、機械室、PS内は除く)
・ｼｰﾒｯﾄ材は実成シリコンﾌﾟﾗﾝｸﾞ材(MS-2)を使用すること。(壁面に取付ける場合は下面を除く三方ｼｰﾒｯﾄとする。)

10.支持金物等の養生等

・電線管をサドルで支持する場合は、両サドルを使用し、容易に手の届く場所に取付けるハンガーレール等とは、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。また配管を支持する部材は、スプリング式又はバンド式支持とする。
なお、万一ハンガークリップを使用する場合は、その突起部及びビス等を養生すること。

11.弱電設備との混触防止

・強電と弱電はボックス、配管、配管支持材等の混触を防止すること。

12.他設備との離隔

・金属製電線管、電線、ケーブル及び金属製プルボックス類は、その他設備と接触しないように十分離隔を取ること。

13.電線類の表示

・電線・ケーブル類は、各々行先・用途・種類・サイズ等を次のとおり表示する。

分電盤（配電盤）内、プルボックス（中継ボックス）内、P S 内（縦通り）露出配線：1つの層に1箇所、天井その他：点検口付近、P S 内（横通り）露出配線：点検口及び進入口付近、ケーブルラック配線：上よりスラブの点検口付近ラック分岐部分、ボックスその他の引出し部分及び水平方向で概ね15～20m、上下方向に1つの層に1箇所、ビット露出配線：1スパンに1箇所。

14.防火区画貫通

・防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法施行令第112条第20項に基づき施工のこと。
また金属ダクトが防火区画を貫通する場合は、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」によること。

15.フラッシュプレート

・配線器具に使用するスイッチプレート等について、特に指定無き場合は、金属製プレートとする。

16.フロアプレート
フロアベース

・材質：○ 砲金製 ○ アルミ製
・水平高低調整機能付（空転防止リング付、○Aフロア一部分除く）

17.コンセント

・20A以上、3P・4P及び特殊型のコンセントは、差込プラグ付とする。

18.スイッチ

・照明等のスイッチの点滅数が2個以上の場合はネームプレートを取付けること。

19.接地

・ケーブルの各 shield 層の接地は、原則として上位側一端接地とする。
・接地極の詳細欄は「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による。
・D種接地抵抗値はB種接地抵抗値との協調を図り、極力低い値とすること。
・キュービクルや分電盤等の扉に接地線を敷設すること。

20.はつり工事

・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。
はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に含む。

21.埋設標示

・地中埋設配管には、埋設標示テープを布設するとともに、埋設標示標を設置すること。
・地中埋設標の使用区分は、アスファルト部分は鉄製とし、その他の部分については原則コンクリート製とする。ただしコンクリート、インターlocking等の舗装面に専用ホルソーで穴あけを行い、仕上から突出しないよう設置する場合は鉄製でも可とする。また車間、人の通行がない土面（舗装していない場合）は、樹脂製でも可とする。
・地中埋設標 ● 要（図示の箇所） ○ 不要
・埋設標示テープ ● 要（土盛り150mm程度の深さ） ○ 不要

22.再使用機器

・再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定を実施後、取付ける。但し、絶縁劣化等使用に不可の場合は、監督員に報告する。

23.図面記号及び寸法

・特記なき図記号（文字記号等も含む）の凡例は標準図により、壁その他機器類について図示した寸法は約寸法とする。

24.他工事は他工程との取合い

・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。
標準工事区分表（取合い区分欄は、原則★印の区分とする。）

項目

特記事項

(3)電気設備科目別仕様

特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1.電灯設備

・電気方式
・幹線 ○単相３線式 100／200V 60Hz ○直流２線式 100V ○
・分岐 ○単相２線式 ○100V ○200V ○直流２線式 100V ○
・位置ボックス
・ケーブル配線で送り端子接続のみ及び末端となる場所には、アウトレットボックスを設けなくともよい。
・LED制御装置の種類・電圧は、標準値及びJ L 5 0 0 4－2 0 2 1「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。

器具の種類	制御装置の種類	電圧(V)
LED灯	LN (LX)	標準図による
避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	100
LED灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。		

○照明制御システム

・照明制御システムの各センサー設定は、監督員の指示による。なお各システム毎に専用設定器を納入すること。
・調光センサ ○照明器具に付属 (○点滅タイプ ○減光タイプ ○明るさセンサ)
○別置(図面による)(○人感センサ ○明るさセンサ)

○非常照明的形式

・○電源内蔵型 ○電源別置型

○誘導灯の形式

・○電源内蔵型 ○電源別置型

○分電盤等

・本工事の分電盤、○A盤、実験室で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機の寸法は、J I S C 8 2 0 1「配線用遮断機」、同付属書５「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分岐に用いる２種の配線用遮断器及び漏電遮断器は、1種サイズのものとす。また、分電盤主回路の導体には、サーモラルを貼付けすること。
・学校関係等の分電盤は、内部保護板（扉式）付を原則とするが、監督員の承諾を受けて変更できる。

2.動力設備

○電気方式

・幹線 ○三相３線式 200V 60Hz ○
・分岐 ○三相３線式 200V 60Hz ○

○制御盤

・単位ユニットの電流計は、負荷端子の手前で接続する。
・制御回路で使用する変圧器は、絶縁変圧器とする。
・動力盤主回路の導体には、サーモラルを貼付けすること。

○監視方法

・○警報盤による代表監視 ○複合形受信機による監視 ○中央監視装置による監視
○インターロック
○機器への接続
・電動機などへの接続は本工事とし、接続方法は図面による。

3.電熱設備

○形式

・○

4.雷保護設備

○雷保護システム

・○外部雷保護システム(○避雷部システム ○引下げ導線システム ○接地システム)
○内部雷保護システム
・J I S A 4 2 0 1 (2 0 0 3)
・J I S Z 9 2 9 0 - 1 (2 0 1 4) ・ J I S Z 9 2 9 0 - 3 (2 0 1 4)

○適用規程

○保護レベル

・○I ○II ○III ○IV

○避雷部システム

・○突針 ○水平導体又はメッシュ導体 ○構造体利用
○突針支持管
・○鋼製 ○ステンレス製 ○アルミ製

○引下げ導線

・○構造体利用 ○引下げ導線
○構造体利用接地極(○構造体利用接地極)
・A型接地極(○板状接地極 ○垂直接地極 ○放射線状接地極(水平接地極))
・B型接地極(○板状接地極 ○網状接地極(メッシュ形状の接地極))

5.受変電設備

○定格電圧

・高圧 ○三相３線式 6 . 6 k V 6 0 H z ○
・低圧 ○三相３線式 2 1 0 V ○単相３線式 1 0 5 V / 2 1 0 V
○三相３線式 V ○三相４線式 V / V

○配電盤形式

・○キュービクル式配電盤(○屋内 ○屋外) ○高圧スイッチギア
キュービクル式配電盤(○P F ・S 形 ○C B - 1 形 ○C B - 2 形 ○C B - 3 形)
高圧スイッチギア：C B - 3 形 (○P W 形 ○C W 形)

○変圧器

・変圧器の規格は下記による。但し、スコット結線変圧器、モールド変圧器でH絶縁材料を使用するものは除く。
○油入変圧器 単相／三相(○J I S C 4 3 0 4 ○J E M)
○モールド変圧器 単相／三相(○J I S C 4 3 0 6 ○J E M) 但し、絶縁種別Fとする。

○監視方式

・監視 ○警報盤による代表監視 ○中央監視盤による監視
・操作制御 ○現地盤による手動制御 ○中央監視盤による遠方制御

項目

特記事項

○基礎

・○別途工事 ○本工事 ○既設

○室内換気扇

・室内にサーモスタット(30℃～40℃可変形とし、35℃にセット)及び切替スイッチ(自動・手動切)を設ける。
・外部換気扇がある場合は、連動させる。
○その他
・○低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組形で埋込形とする。
・○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。
・○低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。(幅600mm以上、高さ1.800mm以上)
・○充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。
・○主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラルを貼付する。

6.電力貯蔵設備

○直流電源装置

・用途 ○非常用照明用 ○受変電設備用 ○非常用照明用・受変電設備用共用

○交流無停電電源装置

・用途 ()

7.発電設備

○非常用発電装置

・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガスタービン
・形式 ○キュービクル式 ○オープン式
・連続運転可能時間 ○10時間以上 ○168時間以上
・燃料消費量 ○10時間以上 ○24時間以上 ○72時間以上
・発電方式 三相３線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○
・定格出力： kW (kVA) 以上 原動機： kW以上

○常用発電装置

・用途 ○常用 ○常用防災兼用
・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン
・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式
・発電方式 三相３線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○
・定格出力： kW (kVA) 以上 原動機： kW以上

○太陽光発電装置

・連系方式 ○高圧連系 ○高圧受電みなし低圧連系 ○低圧連系
・売電 ○有 ○無し
・自立運転 ○有 ○無し
・太陽電池アレイ：公称最大出力 kW以上
・パワーコンディショナ出力 相 線電圧 V kW以上
・単独運転検出装置 ○受動的方式 ○能動的方式

8.構内情報通信網設備

○ケーブル

・幹線：○E M - O P ○E M - U T P 支線：○E M - O P ○E M - U T P

○施工範囲

・○配管 ○配線 ○機器収納盤(○壁のみ ○壁・機器共)

○試験調整

・標準仕様書に定められた接続試験等を行い、監督員に提出のこと。なお、必要となる試験機材等は請負者の負担とする。

9.構内交換設備

○形式

・○ボタン電話装置 ○交換装置(○デジタルP B X ○I P - P B X ○V o I P サーバ)
○普通電話停電復旧時間
○施工範囲
・○配管 ○配線 ○交換装置 ○電話機

○保安器用接地

・○本工事 ○別途工事

○ローテーション

・○固定形 ○自在型

○アウトレット

・○一般形 ○○Aフロア用

10.情報表示設備

○マルチサイン装置

・○

○出込表示装置

・○

○時刻表示装置

・○親子式 親時計(○ラック式 ○壁掛式 ○簡易式)
プログラムタイマー(○有 ○無し)
○単独式 電源(○太陽電池式 ○交流式)
時刻修正機能(○有 ○無し)

11.映像・音響設備

○形式

・○

12.拡声設備

○全館放送用

・用途 ○一般放送 ○非常放送兼用
・形式 ○壁掛形 ○ラック組込形 ○卓上形
・増幅器定格出力：H i 型 W以上
・付加機能：○リモコン機能 ○
・演奏機器：○C D / D V D プレイヤー ○ラジオチューナー ○

○ローカル放送用

・形式 ○ワゴン形 ○ラック組込形 ○卓上形 ○キャビネット収納形 ○壁掛形
・増幅器定格出力：H i 型 W以上
・演奏機器：○C D / D V D プレイヤー ○ラジオチューナー ○

13.誘導支援設備

○音声誘導装置

・検出方式 ○無線式(電波式、I C タグ式、赤外線式) ○磁気式 ○画像認識式

○インターホン

・種類 ○外部受付用インターホン ○電話形同時通話式(親子式及び相互式)

○表示器

・窓 ○ランプ付きブザー

○その他

・○受付呼出装置 ○

14.呼出設備

○内容

・○ナースコール装置 ○情報通信網対応形ナースコール装置 ○携帯ナースコール装置

15.テレビ共同受信設備

○アンテナ・マスト

・○U H F ○B S ○C A T V
・アンテナマストの取付は、○壁面 ○自立 とする。

○増幅器

・○BL認定品 ○

○電界強度測定

・測定場所(アンテナ取付位置付近)及び測定チャンネルは、監督員と協議する。

16.監視カメラ設備

○伝送方式

・○ネットワーク伝送方式(○標準 ○H D) ○アナログ伝送方式(○白黒 ○カラー)
○2方式併用方式

○カメラ

・屋 内：○ドーム型 ○箱型 屋 外：○ドーム型 ○箱型
・ズーム：○有 ○無し 回転台：○有 ○無し
・○卓上形 ○吊下げ形 ○ラック組込形

17.駐車場管制設備

○車両検出方式

・○ループコイル式 ○光線式(赤外線式) ○超音波センサ式

○施工範囲

・○配管 ○配線 ○機器取付け

項目

特記事項

18.防犯・入退室管理設備

○内容

・○機械警備用配管 ○防犯装置 ○入退室管理装置

19.火災報知設備

○自動火災報知装置

・○受信機 形 線 回路(○壁掛形 ○自立形)(○単独形 ○複合形)
・○耐受信機 形 線用 回路
・○機器収納箱(○消火栓一体形 ○単独形)
・○消火ポンプの始動(○消火栓箱内押し扣 ○消火栓弁 ○発信機と連動(総合壁に始動表示灯を設ける。))
・○電気方式：D C 2 4 V (位置表示灯及び消火ポンプ始動表示灯はA C 2 4 V)
・○連動制御盤 回路(○単独形 ○火災受信機等と一体)
○予備電源(蓄電池)内蔵(予備電源は、ダンパー等の全数復帰用の容量とする。)
・○防火戸用 D C 2 4 V 0 . 6 A 以下(○ラッチ式 ○電磁式)
・○防護ダンパー用(別途工事：瞬時通電式又は電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下)
・○防火シャッター用(別途工事：DC24V 0.6A以下 警報連動付)

○自動閉鎖装置

・○非常警報装置
○ガス漏れ警報装置
○諸警報表示
・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。

20.中央監視制御設備

○監視方式

・○警報盤 ○簡易形監視制御装置 ○監視制御装置
○蓄電池容量
・○標準仕様書による ○30分以上

21.構内配電線路

●電気方式

・○三相３線式 ○6kV ○200V ○単相３線式 100／200V
●単相２線式 ●100V ○200V

○埋設深さ

・特記なき場合は、G L - 6 0 0 以上とする。
○電柱
・電柱は、○適心力プレストレストコンクリートボール ○鋼管柱 とする。
○ハンドホール等
・構造、寸法は、(○標準図 ○図面)による。・量の記号表示は、(●電気 ○高圧)とする。
・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。又、ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
○余長
・高圧ケーブルは、ハンドホール等又は、キュービクル内等の1ヶ所で約3mの余長をとる。

○区分開閉器

・高圧交流負荷開閉器7.2kV (○200A ○300A)
・用途：○架空引込用 ○中引込用 構造：○中継柱じん用 ○耐重柱じん用
・形式：○引外し装置付(○S O G 形) ○引外し装置なし ○避雷器内蔵 ○制御電源用変圧器内蔵
○一般用 ○耐塩用 ○重耐塩用

○がいし、高圧ケーブル末端処理

○避雷器、装柱材
・避雷器：○屋外形 ○耐塩形 ・装柱材：○一般用 ○耐塩形
●外灯
・基礎 ○本工事 ○別途工事
・○外灯ポールの材質が鋼製(S P C)の場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。
●図面による。
・○太陽電池パネル搭載形 ○風力発電装置搭載形 ○太陽電池及び風力発電装置搭載形
○商用電源併用形

22.構内通信線路

○埋設深さ、電柱

・構内配電線路による。
○ハンドホール等
・構造、寸法は、(○標準図 ○図面)による。・量の記号表示は、(●弱電 ○)とする。
・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。

(4)その他事項

1.標準取付高さ

・壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高(mm)
ブラケット(一般)・(誘導)	床面～中心	2,100、2,500
避難口誘導灯、廊下通路誘導灯	床面～下端、上端	1,500以上、1,000以下
スイッチ(一般)・アッテネータ	床面～中心	1,300(小学校1,200・身障1,100)
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット(一般)	床面～中心	300
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット(和室・台所)	床面・台所～中心	150
コンセント(車庫)	床面～中心	800
引込開閉器箱(低圧)・開閉器箱	床面～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験室	床面～中心	1,500(上端1,900以下)
室内端子盤(廊下・室内)	床面～下端	300
中間端子盤(E P S ・電気室)	床面～中心	1,500
親時計、子時計・スピーカー・出退表示盤	床面～中心	1,500(上端1,900以下)、(天井高)×0.9
発信器(出退表示用)・インターホン	床面～中心	1,300、1,500(身障1,100)
呼出ボタン(身障用)・復帰ボタン、廊下表示灯	床面～中心	900、1,800、2,000
警報ベル、表示灯	床面～中心	(天井高)×0.9、(天井高)×0.8
テレビ機器収容箱	床面～中心	1,800
ガス漏れ検知器(L P ガス)・(都市ガス)	床面・天井面～中心	300、(天井高)-200

(5)補足事項

工事名称

協和町西団地17号館ほか1棟解体工事

図面名称

電気設備工事 特記仕様書(2)

A3縮尺

—

A1縮尺

—

堺市 建築都市局 建築部

図面番号

E / 0 0 2

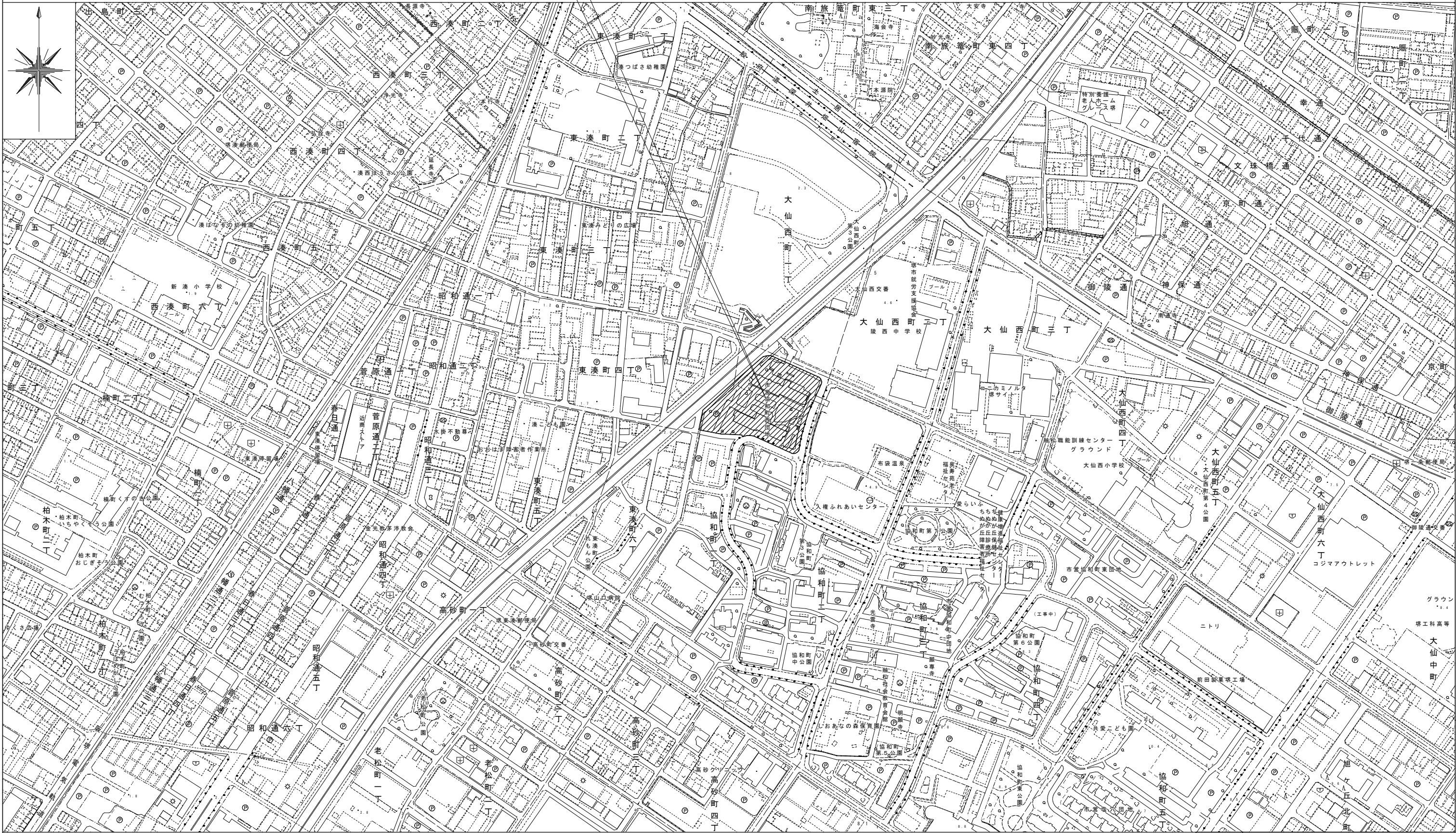
≧2025.8>新営・改修編

0 25 50 75

[illegible]

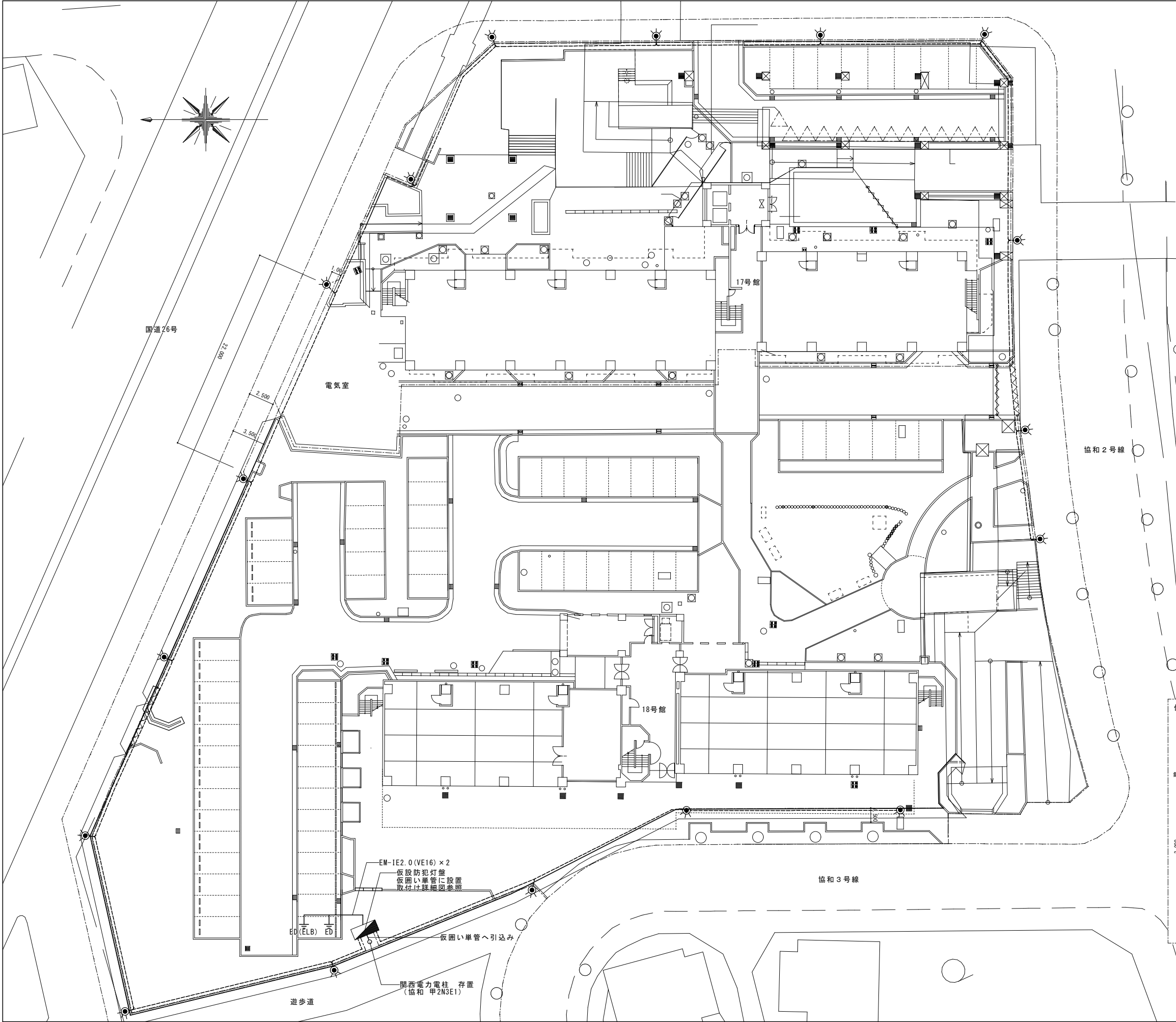
工事対象地：堺市堺区協和町1丁1番地1
工事対象建物：協和町西団地17号館、18号館

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	工事対象地	



付近見取図 1 / 2 5 0 0

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	付近見取図		
A3縮尺	1 / 5 0 0 0	A1縮尺	1 / 2 5 0 0
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	E / 0 0 4	
図寸法			



凡 例			
記 号	名 称	備 考	区 分
	撤去建物を示す。		撤去 (建築工事)
	存置範囲を示す。 範囲内で壊損した場合、復旧すること。		
	仮囲い	仮-鋼板 H=3,000+900 φ150-φ160 透明H=3,000+900	新設・存置 (建築工事)
	キャスターゲート	W=6,000 H=1,800	新設・存置 (建築工事)
	仮設防犯灯盤	単線結線図参照	新設・存置
	配線・配管	EM-EEF2.0-3C (内1CE)	新設・存置
	照明器具 LED直付け	約20m間隔に設置。(17箇所) 公共施設型番：LBF2RP-10	新設・存置
特 記 事 項			
1) 特記なき配線は下記とする。			
----- EM-EEF2.0-3C (内1CE) (PF16)			

取付バンド又はUボルト締め

落下防止ワイヤー取付

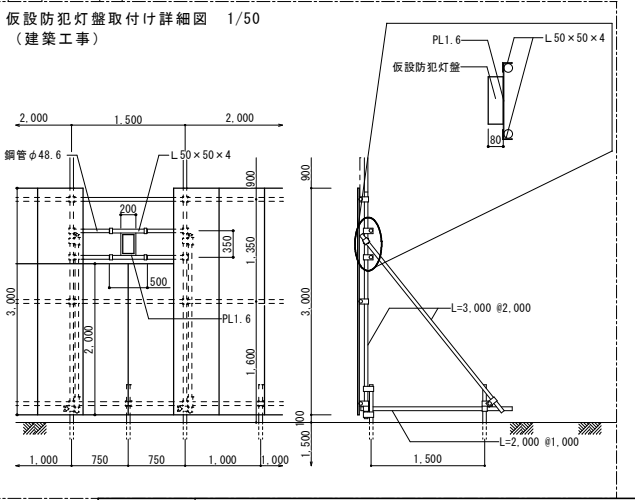
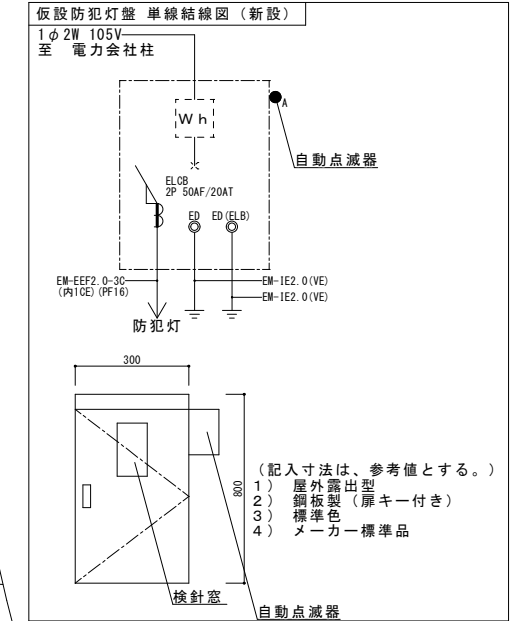
仮囲い

特記仕様

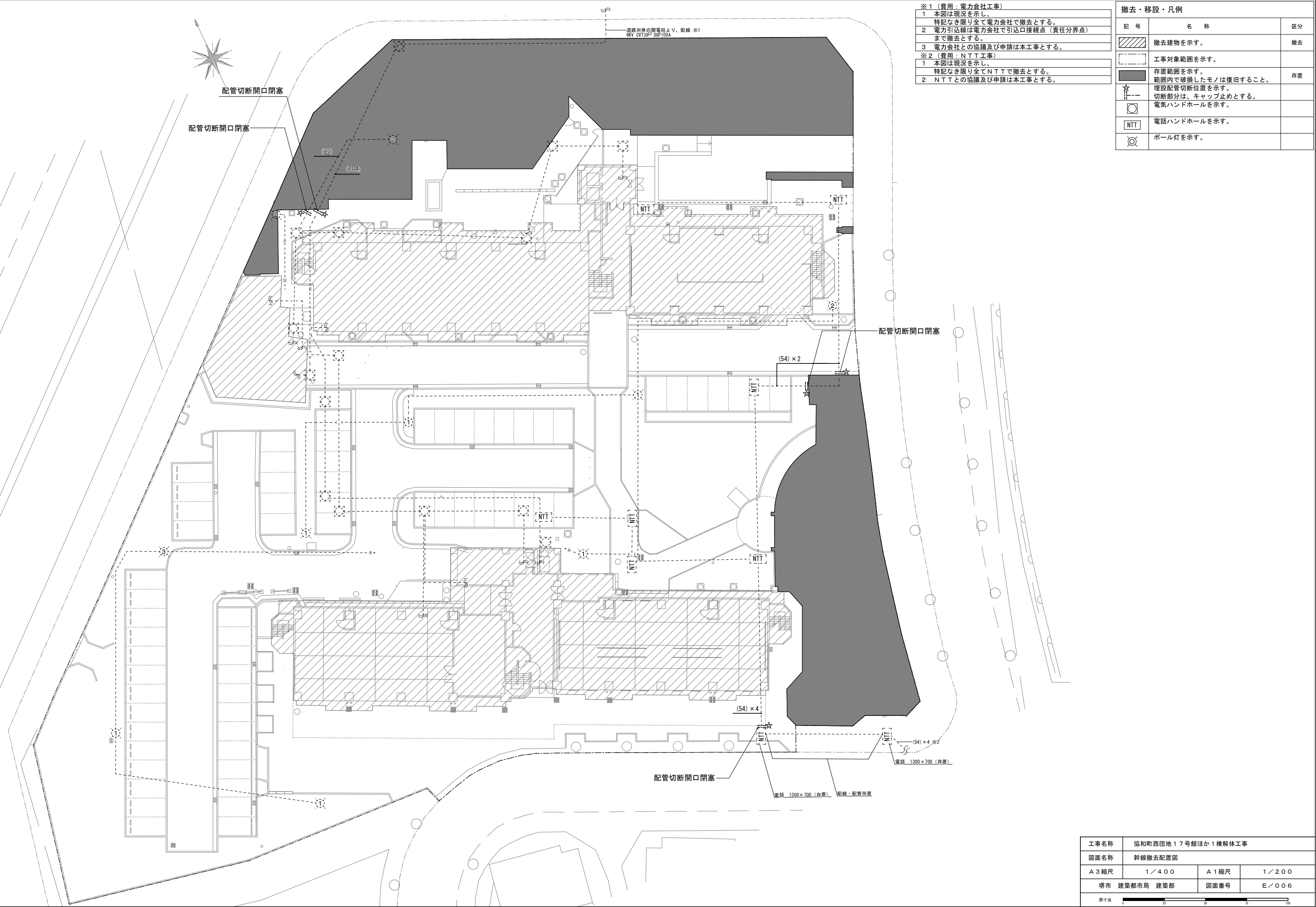
- 1) LBF2RP-10(LED防犯灯蛍光灯FHP32型相当)
- 2) 点灯方式は自動点滅(100V 3A)によるものとする。
- 3) 配線はEM-EEF2.0-3C(PF16)とする。
- 4) 器具取付高さについては 3.0m以上とする。
- 5) 器具取付について、仮囲いと平行に設置し、道路側へ越境しないようにすること。

使用区分

20m間隔を標準として設置する。



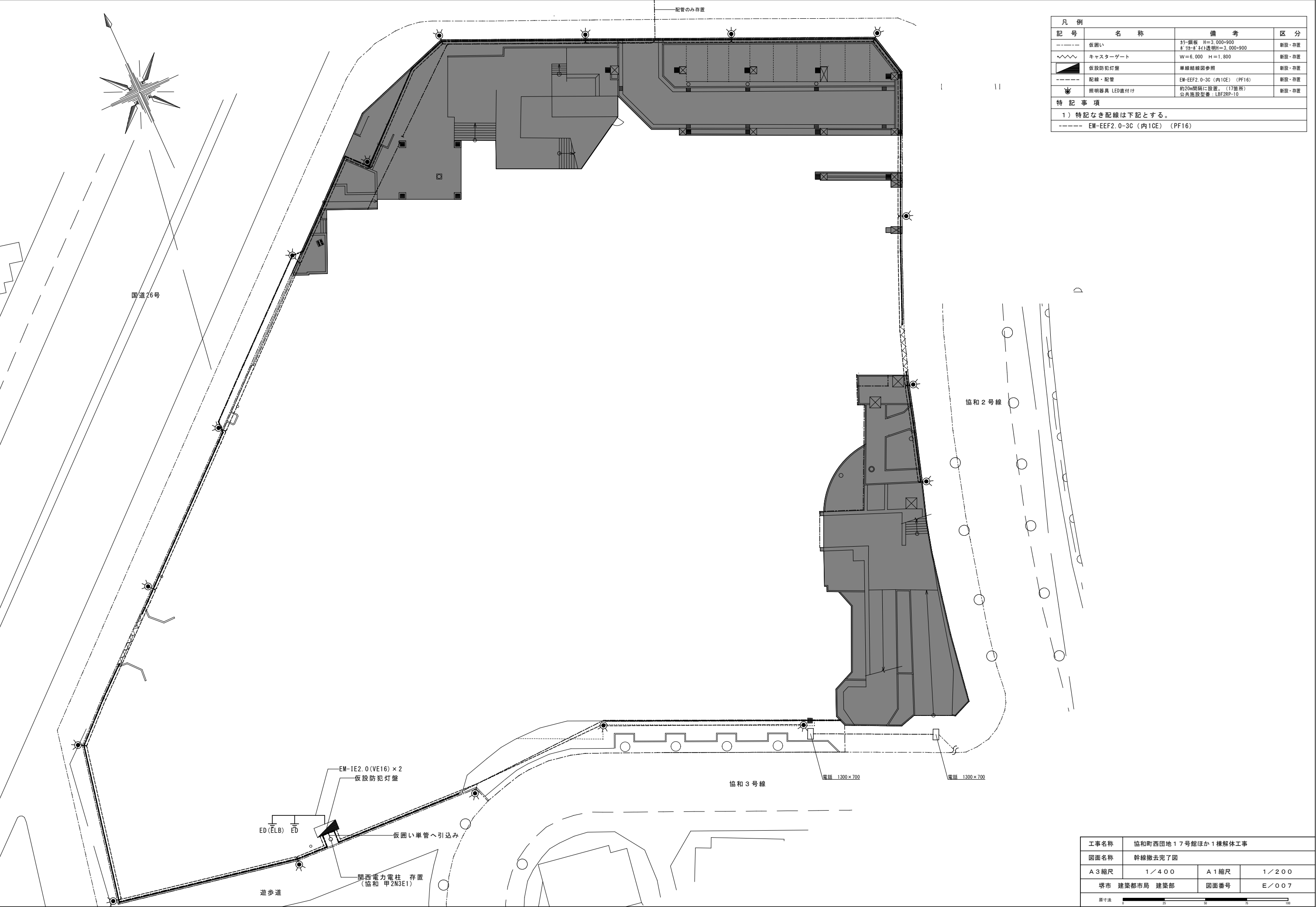
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	仮設計図面		
A3縮尺	1/100、400	A1縮尺	1/50、200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	E/005	
原寸法			



- ※1（費用：電力会社工事）
- 1 本図は現況を示し、
特記なき限り全て電力会社で撤去とする。
- 2 電力引込線は電力会社で引込口接続点（責任分界点）
まで撤去とする。
- 3 電力会社との協議及び申請は本工事とする。
- ※2（費用：NTT工事）
- 1 本図は現況を示し、
特記なき限り全てNTTで撤去とする。
- 2 NTTとの協議及び申請は本工事とする。

撤去・移設・凡例		
記 号	名 称	区分
	撤去建物を示す。	撤去
	工事対象範囲を示す。	
	存置範囲を示す。 範囲内で破損したモノは復旧すること。	存置
	埋設配管切断位置を示す。 切断部分は、キャップ止めとする。	
	電気ハンドホールを示す。	
	電話ハンドホールを示す。	
	ポール灯を示す。	

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	幹線撤去配置図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		E／006
原寸法			



工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	幹線撤去完了図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	E／007	
原寸法			